

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 (JMDNコード: 70908000)

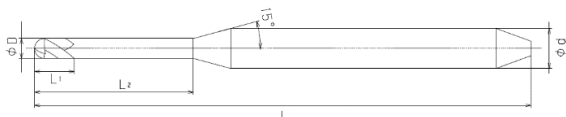
Ecuma-C-SH-M ミーリングバー

【禁忌・禁止】

1. 本来の目的以外で使用しないこと。
2. 注意事項を厳守の上、使用すること。
3. 本品の使用中に異常な振動や音を感じた際は、直ちに使用を中止すること。
4. 器具の形態変更や改造などはしないこと。

【形状・構造及び原理等】

1. 形状



商品コード	仕様	先端径 (D)	刃長 (L1)	首下長 (L2)	軸径 (d)	全長 (L)	包装 (1ケース)
ECUSHM -R1.0-16	R 1.0-16	2.0	4	16	4	50	10本入り

3. 材質

超硬合金、ダイヤモンドコーティング (刃部コーティング)

4. 原理

歯科用 CAM マシン(歯科用旋盤機)に装着し、回転させた刃先端に歯科材料(PMMA/WAX/石膏/樹脂等)を接触させて切削・研削し、歯科用補綴を作製する。

【使用目的又は効果】

【使用方法等】

※詳細な使用方法については併用する CAD/CAM システムの取扱 説明書等を確認すること。

- 1) 本品を使用する前に、刃先端に変形や破損がない事を確認し、切削・研削加工に適した状態であることを確認する。
- 2) 歯科材料が本品での加工に適した材料であることを確認する。
- 3) 本品を歯科用 CAD/CAM システムのミーリングマシンに装着し、チャック部の緩みなどがいないか確認を行うこと。
- 4) 予備運転を行い、振れがないことを確認する。
- 5) コンピュータから加工データを送信し、歯科用切削加工材料を研削する。

【使用上の注意】

【重要な基本的注意】

- 1) 本ミーリングバーは専用加工機以外には使用しないこと。
- 2) 本ミーリングバーは歯科用 CAD/CAM 材料に関して、十分な知識及び技能を有する歯科医療有資格者以外は使用しないこと。
- 3) 変形、破損、腐食等があるものは使用しないこと。
- 4) 本ミーリングバーの加工、改造は行わないこと。
- 5) 本ミーリングバーの使用中に異常な振動や音を感じた際は、直ちに使用を中止すること。
- 6) 本ミーリングバーは刃物であるため、取扱には充分注意すること。
- 7) 加工物の面相度が荒れたり、チッピング等が発生する場合は、新品に交換すること。
- 8) 複数の種類の材料を加工する場合は、材料毎にそれぞれ別のミーリングバーを用意して使用すること。
(異なる材料の切削屑が付着すると、切削不良の原因になるおそれがあります。)
- 9) 次の行為は、本ミーリングバーの破損の原因になる為行わないこと。
 - ・刃部を持つ。
 - ・刃部に衝撃を加える。
 - ・刃部を変形させる。

【保管方法及び有効期間等】

【保管方法及び有効期間等】

- 1) 高温・多湿の場所を避け、損傷しないようケースに入れた状態で保管すること。
- 2) 粉塵や化学製品を避け、清潔な場所に保管すること。
- 3) 錆やもらい錆を防ぐため、錆が出ている器具と一緒にしないこと。
- 4) 歯科医療従事者以外が触れないように、適切に保管管理すること。

【保守・点検に係る事項】

- 1) 金属製のブラシで清掃しないこと。
- 2) 水分を含んだ布等で清掃しないこと。
- 3) 工業用工具に用いられるオイル等は、加工する歯科用修復物に付着する恐れがある為、塗布しないこと。

【包装】

包装単位
複数包装

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所】

製造販売業者：**株式会社オー・ケー・シー**

住所：愛知県名古屋市中川区細米町 2-72

電話番号：(052)354-6078

製造業者：株式会社オー・ケー・シー

製造国：日本

【販売業者】

販売業：**株式会社オー・ケー・シー**